

会員細則

(目的)

第1条 本細則は、会員に関する事項を定める。

(会員の区分)

第2条 本会の会員は、次のとおりとする。

- 正会員
 - 学生会員
 - 賛助会員
-

(会費)

第3条 会員は、次の会費を納入する。

- 正会員 年額5,000円
- 学生会員 年額2,500円
- 賛助会員 年額10,000円（1口）

2 賛助会員は、複数口の申し込みを行うことができる。

3 既納の会費は、原則として返還しない。

(会費の納入)

第4条 会費は、原則として毎会計年度の開始時までに納入するものとする。

(入会)

第5条 入会を希望する者は、所定の手続きを経て申請し、理事会の承認を受けるものとする。

(退会)

第6条 会員は、任意に退会することができる。

(資格の喪失)

第7条 会員は、次の各号に該当する場合、その資格を失う。

- (1) 退会したとき
 - (2) 除名されたとき
 - (3) 会費を長期間納入しないとき
-

(会員の特典)

第8条 会員は、次の特典を受けることができる。

1 正会員

- (1) セミナー参加費3,000円減額（年1回）
- (2) 本会が単独で主催する公演の入場料半額

2 学生会員

- (1) セミナー参加費2,000円減額（年1回）
- (2) 本会が単独で主催する公演の入場料半額

3 賛助会員

- (1) 本会主催公演への招待（年2回）
 - (2) プログラム冊子等への名称掲載
 - (3) 優先的な情報提供
 - (4) リハーサル見学等の機会の提供
 - (5) 主催者との懇談の機会への参加
-

(懇親会)

第9条 本会は、会員の交流を目的として、年1回の懇親会を開催する。

(適用範囲)

第10条 本細則に定める特典は、本会が単独で主催する事業に限り適用する。

(例外)

第11条 特別な事情がある場合、理事会の判断により、本細則の全部または一部を適用しないことができる。
